

## 助成申請のQ & A

Q1) 栃木市へ転入する前に開始した不育症治療については対象になりますか？

A1) 治療日・申請日ともに栃木市に住民登録をされていることを要件としておりますので、転入前の治療については対象になりません。転入日以降に受けた最初の治療分から対象になります。

Q2) 治療中ですが、助成限度額を超えたので申請できますか？

A2) 不育症の治療期間は、その妊娠に関する出産（流産・死産等を含む）までとなります。治療途中での申請はできませんので、治療終了後に治療が終了した日の属する年度の翌年度末日までに申請してください。

Q3) 第2子の不育症治療は対象になりますか？

A3) 第何子の治療でも対象になります。

Q4) 不育症の検査をして治療に至らなかった場合は、検査費用は対象になりますか？

A4) 不育症と診断された場合のみ助成の対象となります。

Q5) 同じ年度に流産をしたため、2回不育症治療をしました。この場合の助成はどうなりますか？

A5) 1回目の治療終了後、申請期間内に申請をしてください。審査後、1年度の上限30万円の範囲で助成をします。その後、同じ年度内に2回目の申請をされた場合は、1年度の上限30万円から1回目の助成額を引いた額の範囲で助成します。

Q6) 2つ以上の医療機関で不育症医療を受けた場合、受診等証明書はどうすればよいですか？

A6) それぞれの医療機関ごとに受診等証明書が必要となります。